

# お知らせ

## 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組み

2020.4.1

令和元年度の介護報酬改定において、【介護職員等特定処遇改善加算】が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・ 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組を行っていること
- ・ 取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること  
「処遇改善に関する加算の算定状況」  
「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」

社会福祉法人厚敬会は、令和元年10月より以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。

### ◆取得事業所

特別養護老人ホーム トキワ苑  
デイサービスセンター ときわ

### ◆介護職員等特定処遇改善加算の申請を行い、適用となりました

- A：介護職経験10年以上の介護福祉士
- B：その他の介護職員
- C：その他の職種（厚敬会では設定しない）

### ◆賃金以外の具体的な取り組みに関しては以下をご参照ください

#### ◎資質の向上

- ・ 介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- ・ 専門性の高い技術を取得しようとする者に対する認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・ 研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動
- ・ 介護福祉士取得のための施設内研修の実施や初回受験費用の助成、資格取得報奨金の支給

## ◎労働環境・処遇の改善

- ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
- ・ I C T活用による業務省力化
- ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入
- ・ 職場内対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備

## ◎その他

- ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・ 非正規職員から正規職員への転換